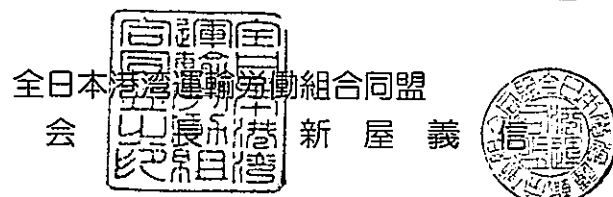
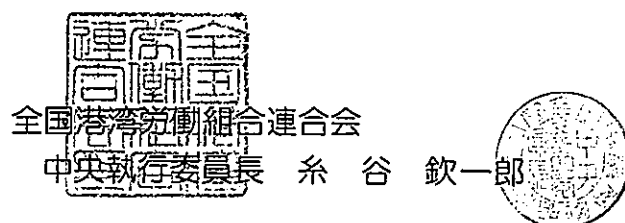


一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿



2015年度 労働条件改善に関する要求書

いま、日本経済は長期にわたるデフレ不況を脱し、景気回復への好循環の軌道に乗せられるか否かの岐路に立っています。私たちは、大幅な賃金引上げや労働条件の向上が、内需の拡大となり、景気回復の見通しが生まれると確信しています。このことが、内外貿易の増大、物流・商流の活性化、港湾運送事業の発展へと結びつくと考えています。

一方、私たちは、港湾運送事業と港湾労働者の立場から、政府の経済・財政政策や、それを基調とする港湾政策に積極的に提言し、その転換を強く求めてきました。とりわけ、認可料金の復活(料金の公的な決定制度)やターミナル借受料金の軽減、港運事業に軸足を置いた港湾運営への転換、石綿被害の救済などの課題は、労使が一致して取り組める政策的課題であり、共同した取り組みを強く求めるものです。

政府のインフレ誘導と、昨年4月に実施された消費税増税は、昨年の賃上げを帳消しにしたばかりか、実質賃金水準を昨年比マイナスにし、私たちの生活を一層苦しめています。

私たちは、港湾運送事業の健全な発展と港湾労働者の雇用安定は、不可分で一体的な課題と認識しています。そのために、産別労使が存在感を発揮し、「共生」への不断の努力が必要と考えるものです。

以上の立場から、2015年度の産別制度、産別協定改定に関し、下記の通り要求します。

記

1. 港湾運送事業の健全な発展と雇用基盤の安定のために

- (1) 認可料金制度復活・確立をめざし、労使共同して関係者等(国会・行政等)に実現への働きかけに取り組むこと。
- (2) 適正料金を収受し、適正な支払いを行うことにより、全国港湾・港運同盟傘下各組合の、賃上げなどの要求に対して誠意ある回答を行うよう指導すること。

- (3) 民間港湾運営会社が、港湾産別協定をはじめとする港湾産別労使のルールを順守するよう措置するために、当該会社の諸施策は、当該地区での4者協議(労・使・管理者・運営会社)での合意に基づき進めるよう対応すること。
- (4) 三島川之江港の指定港化について、14春闘協定に基づき、当該事業者に対する指導と、国土交通省の決断を強く求めること。
- (5) 港湾の職域、業域において、在来船作業やAEOをはじめとする港湾運送と港湾運送に密接不可分な事業の規制緩和や荷主・船社の進める諸合理化によって、業域や職域、あるいは雇用に影響する諸問題に際しては、労使政策委員会や事前協議などにおいて協議・解決するよう対応すること。

2. 賃金・労働条件の向上のために

- (1) 産別制度賃金を下記の通り引き上げること。
 - ① 産別最低賃金を月額169,600円、日額7,370円、時間給1,050円に改定すること。
 - ② 在るべき賃金を別紙の通り改定すること。
 - ③ 基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
 - ④ 標準者賃金を、264,600円に改定し、当該労働者の賃金を到達させること。なお、標準者賃金は、基準内賃金として適用すること。
- (2) 時間外賃金割増率を次の通りとし、産別制度として創設すること。
 - ① 平日：半夜=60%、深夜=100%
 - ② 土曜休日：昼間=100%、半夜=125%、深夜=150%
 - ③ 日・祝休日：昼間=200% 半夜=225% 深夜=250%
 - ④ 適用は、全港・全職種とすること。

3. 雇用・職域の確保、並びに港湾労働秩序の維持のために

- (1) 港湾運送事業法と港湾労働法の職域規定、港湾労働の定義を斉一化するよう、国土交通省・厚生労働省に事業者団体として働きかけ、その実現を図ること。
- (2) 産別協定第7条にもとづき、「港湾倉庫」をはじめ、港頭地域の内貨・外貨を問わず物流施設すべての作業を、港湾運送事業者の業域として拡大すること。
- (3) 事前協議制度(産別協定58条5項)について、下記の通り改定すること
 - ① 同(1)項の事前協議対象とする革新船に自動車船を加えるよう改定すること。
 - ② 同(2)項を「荷主、メーカー等が、港頭地区に進出する件」と改定すること。

- (4) 関連専門の労働環境の整備に関し、意見交換会を通じた諸課題の解決促進と共に、公正・公平な競争要件を整えるなど、秩序ある事業運営に向けて、事業者団体として内部指導を徹底すること。
- (5) 日雇い不使用協定(産別協定第14条)の意義を踏まえ、常用労働者中心の港湾労働体制の確立を指導し、徹底させること。

4. 港湾労働者保障制度の充実のために

- (1) 港湾労働者年金制度について、定年年齢の延長に対応するため、次の通りの改定に合意し、一般財団法人港湾労働安定協会に制度改定を申し入れ、規定の改定を進めること。
 - ① 受給資格要件の勤続期間の規定である「満60歳に達する日までの勤続期間に限る」を「離職する日までの勤続期間に限る」に改定すること。
 - ② 支給期間を、離職後15年の有期支給の制度に改定すること。
 - ③ 15年の年金受給期間中に死亡した場合の遺族見舞金は、現行の年金支給全額(375万円)の残余金額を支給する制度に改定すること。
 - ④ 改定した制度の適用は、制度施行日以降に裁定を受けた受給権者からとし、既存の受給者には適用しない。
- (2) 年金訴訟等で、敗訴となった場合に、当該事業者はその負担が及ばない措置を安定協会内に確立するよう求めること。

5. 港湾労働者の安全・衛生の向上のために

- (1) 石綿被災者の救済について、4者協議の場の設置並びに、これ等を通じた被災者救済に対応した事業者の負担軽減措置などを労使共同で申し入れ、具体的な前進を図ること。
- (2) 放射能汚染から港湾労働者の健康を守るために、4検(海事・新検・日検・全検)による検査体制を確立すること。

以上

<添付> 15年度「あるべき賃金」改定要求

別表 15 春闘 産別あるべき賃金要求表

現行 15 改定要求
産別最低賃金: 160,000 169,600

【円】

年齢	現行あるべき賃金			15 改定あるべき賃金要求		
	基本給	その他手当	基準内賃金	改訂基本給	その他手当	改訂基準内
18	159,200	25,000	184,200	168,800	25,000	193,800
19	161,600	32,000	193,600	171,300	32,000	203,300
20	164,000	39,000	203,000	173,800	39,000	212,800
21	166,500	41,000	207,500	176,500	41,000	217,500
22	169,000	43,000	212,000	179,100	43,000	222,100
23	171,400	45,000	216,400	181,700	45,000	226,700
24	173,900	47,000	220,900	184,300	47,000	231,300
25	176,600	49,000	225,600	187,200	49,000	236,200
26	178,900	51,000	229,900	189,600	51,000	240,600
27	181,300	53,000	234,300	192,200	53,000	245,200
28	184,100	55,000	239,100	195,100	55,000	250,100
29	186,400	57,000	243,400	197,600	57,000	254,600
30	188,900	68,000	256,900	200,200	68,000	268,200
31	192,300	72,000	264,300	203,800	72,000	275,800
32	195,800	76,000	271,800	207,500	76,000	283,500
33	199,300	80,000	279,300	211,300	80,000	291,300
34	202,900	84,000	286,900	215,100	84,000	299,100
35	206,400	95,000	301,400	218,800	95,000	313,800
36	209,900	100,000	309,900	222,500	100,000	322,500
37	213,400	105,000	318,400	226,200	105,000	331,200
38	216,900	110,000	326,900	229,900	110,000	339,900
39	220,400	115,000	335,400	233,600	115,000	348,600
40	223,900	130,000	353,900	238,900	130,000	368,900
41	227,400	135,000	362,400	241,000	135,000	376,000
42	230,800	140,000	370,800	244,600	140,000	384,600
43	234,400	145,000	379,400	248,500	145,000	393,500
44	237,900	150,000	387,900	252,200	150,000	402,200
45	241,400	165,000	406,400	255,900	165,000	420,900
46	243,900	170,000	413,900	258,500	170,000	428,500
47	246,400	175,000	421,400	261,200	175,000	436,200
48	248,900	180,000	428,900	263,800	180,000	443,800
49	251,300	185,000	436,300	266,400	185,000	451,400
50	253,900	200,000	453,900	269,100	200,000	469,100
51	256,200	202,000	458,200	271,600	202,000	473,600
52	258,700	204,000	462,700	274,200	204,000	478,200
53	261,300	206,000	467,300	277,000	206,000	483,000
54	263,700	208,000	471,700	279,500	208,000	487,500
55	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
56	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
57	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
58	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
59	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
60	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
61				282,200	210,000	492,200
62				282,200	210,000	492,200
63				282,200	210,000	492,200
64				282,200	210,000	492,200
65				282,200	210,000	492,200